

第5回 徳島市文化財保存活用地域計画策定委員会議事録

開催日時 令和2年3月30日(火)午後2時～
場 所 徳島市役所11階 1101会議室
出席委員 高橋啓委員長、須藤茂樹副委員長、菅原康夫委員、市村治委員、藤本宗子委員、黒田忠良委員、上原孝文委員(市文化振興課)、藤田稔夫委員(市公園緑地課)
指 導 林賢彦(県文化資源活用課)
事務局 吉成敏史、山川佳宏、勝浦康守、三宅良明、宮城一木、飯田悠衣、伊藤麻耶(市教委社会教育課)

・地域計画への移行について

事務局 文化財保存活用地域計画についての概要説明

委 員 従来検討してきた歴史文化基本構想は地域計画では第1章から第5章までに集約されるということか。新たに6から8章が付け加わって、地域計画としてまとめる。

委 員 これは計画だから、実行して検証されなければならないということだろう。実行可能な内容にして実施しなければならない。

事務局 短、中、長期で計画を盛り込んでいく。5年ごとに計画の見直しを行い、その際に検証と計画の再検討をする。

委 員 「計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれている」ということは期間内に実施しなければならないということだろう。

事務局 実施できる計画も含めて立てていく必要がある。計画なのですべて実施できなければならないということはない。

委 員 あまり実現不可能なものを設定するのではなくて、実行しやすいものも盛り込んでいく必要があるだろう。

事務局 計画の中には長期の事業もあるので、ここに予算や体制的にみて直ぐに実施困難なものを提示していくべきだろう。

委 員 今まで検討してきたストーリーなどは活かされるのか？

事務局 そのまま地域計画に反映させたい。

委 員 その構想を徳島市としてどう活用できるのか。保護事業や啓発事業としてどう展開していけばよいのかを6から8章で示す。

委 員 確認したいのだが、文化財保存活用地域計画を策定し承認されることによって、権限委譲というかある程度市の方で裁量が認められる範囲があると思う。それはどういったものなのか。

事務局 登録有形文化財について、地域計画に記載することで市から積極的に提案できるようになる。

委 員 いままでは事前に国と調整し、答申をかけていたが、事前調整の段階で国からストップがかかったことがあるか？

事務局 今まではない。

委員 どこが異なってくるのか？

県 いままでは県が事前調整をして、だめなものは県の段階で止めていた。これからはストーリーをもって国に提案できる。

委員 他には？

県 史跡名勝天然記念物について現状変更の許可が出来るようになるが、その前提として個々の文化財の保存活用計画の策定、認証が必要となる。

委員 それは直接的に文化財保存活用地域計画と関係がないということか。それぞれの文化財について保存活用計画策定を推進しますとの項目を書いておけばよいということか。

県 メリットとしては登録有形文化財の提案を主体的に進めることができる。文化財保護審議会が意見を付することとなるので、保護審議会ですっきりと議論する必要がある。国の文化審議会ですべてのものを市の保護審議会で行うということ。

委員 行政上のメリットは？

事務局 通常の補助メニューとは別の補助制度の適用がある。情報発信や普及啓発については定額補助で事業実施ができる。拠点整備事業については従来どおり1/2の補助率になる。

委員 その視点でいえば、未指定文化財も様々なものを計画に書き込んでそれを発信しますとすれば、補助金を使いやすいということか？

事務局 対象文化財の幅が広がるので使いやすい。

・関連文化財群とストーリーについて

事務局 1~4章の説明。内容的には歴史文化基本構想の内容を反映した部分が多い。総合調査に関しては今まで実施したものを記載。大きく変わったところは通史部分に訂正を加えた点である。

委員 この場ですぐというのは難しい点があるかと思うが、気づきの点があれば意見を出してもらいたい。可能であれば次回検討の機会をいただけるのか？文章表現も含めて手直しをした方がいいと思う箇所がいくつかあるので。

事務局 次回の委員会で時間をとって意見をいただく。

委員 第1章の5で地域区分に一宮を設定しているが、第3章の表の中に一宮が入っていない。次の文化財の把握状況の中にも入っていないので、統一した方が良い。

事務局 一宮を表の中に加えるようにする。

委員 歴史的環境の(3)。宮谷古墳について。畿内型前方後円墳の定義は定型化した箸墓類型でなおかつ竪穴式石槨を持つ。宮谷古墳を畿内型に先行する巻向型前方後円墳とする考え方もあるので、「県内最古の」前方後円墳といった表現にした方が良いのではないかと。第4章2(2)で未指定文化財についての方針が記載されている。それはよいが、その指定方針から漏れてしまう未指定文化財についてはどのように扱うのか。保護手法について具体的には書きづらいと思うが検討してもらいたい。指定文化財だけであれば、保存活用計画だけで十分ではないか。徳島市登録文化財制度の創設的なことをやれば注目度は上がる。未指定文化財の保護策

を書き込むべき。後段を見ると結局指定文化財の話だけになっている。

委員 第5章のストーリー案については事前に資料を配布されていたので、この場でご意見を頂きたい。

委員 ストーリー(1)で四季ごとに記載された箇所があるが、夏が抜けていて、吉野川フェスティバルの花火を入れてみてはどうか。ストーリー(2)で「人形浄瑠璃王国の徳島に引き継がれています。」との記載がある。ご存命の方を含め人形師も非常に多く、人形座も市内に7団体、太夫部屋も4カ所ある。農村舞台も現役で稼働しており、一言でまとめられるのはさみしい。藍染をオリンピックと絡めて記載していただいているが、野上彰さんがオリンピック賛歌の訳をした経緯もあるので検討いただきたい。ストーリー(3)で、文化人の名を挙げていただいているが、瀬戸内寂聴さんを記載してもよいのではないかと。ストーリー(4)お遍路さんの記載についてだが、四国4県で世界遺産に向けた取り組みを推進している。徳島市商工会議所の女性会では石柱建立を進めており、県内8カ所、うち市内2箇所に設置をしている。こういった現在の取り組みも少し記載にしていただければ。ストーリー(5)で吉野川橋の記載があるが、「古川の渡しの近くには…」とあり、文章のつながりに少し疑問がある。北詰の毎日牛乳の前に豊川翁の石碑が立っており、吉野川橋の前身となる木製の賃取橋についても触れてみてはどうか。ストーリー(6)で徳島城旧表御殿庭園の記載を含めて欲しい。新町川のひょうたん島クルーズについて新町川を守る会の活動なども含めてみてはどうか。ストーリー(7)で「ちらしずし」とあるが、方言で「かきませ」と称したりもするので記載してみてはどうか。緑の宝石「すだち」の記載が抜けていると思うので検討してほしい。川内のレンコン、サツマイモ、カリフラワーなども特産品である。また、遊山箱や人形頭などは次世代に製作方法を伝承していきたい。この委員になって、改めて徳島市にある文化遺産とその良さを知ることができた。市民の方のほとんどはあまり知らないのが実情だと思う。これを伝えていくのがこれから大事なことだと思う。

事務局 人材育成などは事業計画の中で組み込むことはできるので、次世代の後継者育成についても補助メニューがあり、今後積極的に進めていければと思う。

委員 徳島の歴史文化の特徴に沿ってテーマを8つ設定して組み立てているが、各テーマで内容を欲張りすぎている傾向が見える。かえってどこに核があるのかが分かりづらくなっていると感じた。人形浄瑠璃一つとっても、阿波藍が見せる風土と文化に記載があり、阿波歴史文化の立役者にも記載がある。ある意味では当然なのだが、読み手としては戸惑う面がある。もう少し焦点を絞ることはできないのだろうか。詳しいのだがぼやけてしまう。

市文振 歴史文化基本構想から地域計画に変更されたみたいだが、歴史文化の対象はどこまでが範囲になるのか？文化振興課では芸術文化も担当しているがこれば対象になるのか？文化財が対象になるのは分かる。食文化や生活文化なども歴史的な事柄を含めれば対象になるということだと思うが、もう少し対象を絞った方がわかりやすくなるのではないかと。どれが計画に含まれる文化財（文化遺産）なのかがわかりにくい。

事務局 今では指定された文化財だけを対象に保護してきたが、どうしても指定から漏れたり、貴重

ではあるが指定制度にはそぐわなかったりするようなものが消え去ってしまう現状がある。今後年数が経てば文化財になる可能性のあるものですら滅失してしまう。また、指定文化財を取り巻く周辺環境や、それに関連した文化遺産についても、欠けてしまうと文化財自体の価値を低下させてしまうものもある。今回は歴史文化に関わるものを出来るだけ幅広く抽出した上で、ストーリーに組み込んだり地域区分のなかでの構成要素として取り上げたりすることで保存を図る。

市文振 地域計画という意味は？

事務局 徳島市内の小分割された地域という意味ではなく、徳島市自体が地域という考え方。

委員 ストーリー構成（順序）について、提示されたストーリー1～8の中で1と2（青石、藍）、3と5（文化的社会構造）、4と7（民俗）、6と8（自然）がそれぞれ関連のあるテーマであると思われられる。類似したものを並べた方が良いのではないかと。

委員 文化庁からの概要資料で支援団体とあるが、これはどういう団体になるのか？

事務局 地域計画を実施していく上で協議会を設置して事業を進めていくわけだが、この協議会を構成する団体が支援団体ということになる。

委員 ストーリーに関していえば、各ストーリーの文字数が多すぎるのかもしれない。もう少し問題を絞り込んで、簡潔な文章にした方が良い。それぞれのテーマに関連する全部本文の中に入れて入れているが、それを取捨選択して本文に記載しなかったものは下に関連文化財群として記載してみてもどうか。

委員 同じ考え方。テーマの中に構成要素が書かれているが、構成要素の中で核を作って、そこからぶら下がってくる関連文化財群（指定未指定関係なく）がある。仕分けることによって記載内容が他のテーマとは被らないようになる。どこかで構成要素として出てくるなら、それは保護の対象となるわけだから。このストーリーでは何を保護して誰が活用していくのかが見えてこない。食文化のストーリーで挙がっている要素は文化財指定にはならないものばかり。これをどう保存していくかはものすごく難しい。現状の保護法では無理で、そうなる地域計画の中でとり扱わない方が良いのでは。ストーリーの例示という面ではいいが、保護を考えるとそぐわない。違う手法で保護して欲しい。

委員 食文化も必要だと思う。これを読む相手は一体誰なのか？

事務局 まずは、徳島市民を対象に文化財を含めた歴史文化をもっと知ってもらいたい。こういった面からも様々な分野、多様な観点から切り口を設けた。

委員 あまり硬すぎるのもどうかと思う。全部拾い出してもらって、示していただいて、興味を持たせてもらえればよい。それだけでも価値はある。

委員 観光政策や文化振興でもできる。仕分けてするべき。

市文振 今回の計画を見て、前段部分のボリュームが大きい。知ってもらいたい歴史文化があり、それが歴史的や地域的な視点でテーマを設けている。その中で対象の文化遺産にはこういったものがあるといった構成にすればわかりやすいと思う。もちろん、たくさん書いてもらうというのも知識を得るといった面ではよいのだが。

委員 第5章の議論は今回で終わりか？

委員 ストーリーに基づいて徳島市の歴史文化を浮かび上がらせて、どのように保存していくかというのがこの計画。なので、ストーリーの重要性は高い。最終的に文化庁から承認を受けなければならないので、しっかりと議論しておく必要がある。

委員 第5章の内容を1章にもってくることはできないのか？

事務局 文化庁からの作成指針が出ていて、承認を受ける以上、構成や章立てについても指針に沿ったものでなければならない。

委員 ストーリーのテーマに「城下町徳島が生んだ大徳島時代」で、対象は明治以降の徳島の近代化遺産となっているが、市民が読んだときにわかりやすいテーマタイトルかどうか。「大徳島時代」というフレーズが市民に浸透していない気がする。通史には少し記載されているが理解が難しい。検討して欲しい。

事務局 通史の中で、いつからいつまでを指すのか等の説明があればよいか？

委員 それであればよい。(6)「眉山と城山の自然と水上の道が調和するまち」がテーマタイトルとなっているが長い。冒頭2行に下線があるが、最後のフレーズ「市民が楽しめます」がよく分からない。もう少し文章表現を検討すべき。

委員 保存活用区域の設定にでてくる代表的な構成要素とストーリーテーマが連動していない。ストーリーによって構成文化財をリストアップするのか、保存区域を設定してストーリーを組むのか？こうなると食文化はどこにも出てこない。

事務局 食文化自体は徳島を説明する要素として外せないと考えている。

委員 有形民俗、無形民俗のカテゴリーで食文化に関わる構成要素を出せばよいのだが難しい。これが徳島には大事だということは分かるが、代表的な構成要素と連動しないと難しい。ちらし寿司を文化財保護法で保護できるのかということできない。違う制度で考えないといけない。そこは整理する必要がある。人物についても、立役者として出てくるが、その人の名前だけでは保護できない。所縁のある史跡であったり、遺物であったり、そういうものは将来的に徳島市の文化財になったりする。そういう意味で構成要素には名前だけではだめで、その人の痕跡を書き込む必要がある。鳥居龍蔵で示した方法を他の人物でもするべき。

委員 区域設定や考え方はいいと思うが、送ってもらったストーリーについて、いろいろな要素を混ぜて網羅的に書かれている。例えば「神と仏の文化の信仰」をとってもこのストーリーの中で徳島市が将来にわたって保存したい要素、構成文化財が何なのかがわかりにくい。指定文化財については理解できるが、指定文化財以外の保護すべき文化財（構成文化財）にいろいろなものが入ってきているから收拾がつかなくなるのではないか。

ストーリーの中で指定文化財の本質的価値がどういった位置づけになっているのかがよく分からない。テーマと一致しているのかどうか。

ストーリー7について、何を将来的に保護していくのか？他のストーリーについては指定文化財等が含まれているのでまだ保護対象がわかるのだが。もう少しストーリーを整理していくべきなのでは？将来にわたって吉野川河口域の景観を保全するというのでもなさそうだし。

食文化については香川の場合「讃岐うどん」という普遍的なブランドがある。ここに挙げられているのは個別の単品でしかない。普遍性のないものをどう保存していくのか。その辺りを整理して欲しい。

6から8章に書かれているのはターゲットが絞られていて、実現可能なもの。未指定文化財は将来にわたって調査しながら文化財を増やしていくという方針。未指定文化財の対象となるのはありとあらゆるもので、指定できるものばかりではないだろう。

事務局 実際に指定をすることが難しいものも含まれている。ストーリーの中で保護すべきものを明確に記載するということか？

委員 テーマに沿ってその本質的価値を顕現できる文化財の構成要素を絞るべきでは？

・保存活用区域について

委員 新たに保存活用区域の設定とあるが、区域を決めるとは？

事務局 ストーリーごとに活用していくのも一つの方法ではあるが、いろいろなストーリーが重なり合った地域が出てくる。そういった地域に対して新たな枠組みでゾーニングをすることで、視線を変えた活用を図るという考え。

委員 保存活用区域というのはある程度場所を設定するということか？

事務局 きっちりとした線引きではないが、8つのテーマが重なり合うように地域を設定している。

委員 ある程度限定するのか？それとも広がりをもって設定するのか？

事務局 線引きまではしないが、一つの地区だけではなくて、そのテーマが含まれる地域という概念。テーマに沿った説明ができる地域。

委員 今までは構想だったので夢を語るような内容でもよかった。地域計画になると5年で見直すことにしても、「その期間でこういったことができます」といった計画を作る必要がある。計画を作るためにストーリーを作る。菅原先生がおっしゃられるように少し内容を絞っていくことも必要になるのでは？

委員 他の市町村で作成し承認されている地域計画の区域と対応はしているのか？

また、歴まち法で設定されている区域設定と考え方は異なるのか？

事務局 保存活用区域を歴まち法で設定して保護していくという考え方はある。明確な範囲を設定する場合もあれば、敢えてそうせずにエリア設定のような形で活用区域を設定しているところもある。それは一概にきまりはないみたいだ。

委員 ストーリーテーマによってはもう少し絞れそうな区域があるのでは？藍などはどうか？徳島市の藍文化を象徴しているのは、新町川の水面とその周りの景観だと思う。そこの保全に主眼を置き、関連文化財を絡めて発信していくのがわかりやすいのではないかな。応神まで含めてしまうと藍住との違いを出しにくい。そういう設定の仕方が必要だと思う。もう一つは園瀬川周辺について区域を絞れないかと考えている。国府から園瀬川流域の歴史文化、あるいは生活様式等も含める。区域、テーマを絞って実現可能な計画にすべき。

事務局 今提示している区域とは別に、そういった絞った区域を設定するのはどうか？

委員 重点区域的なものがあってもよい。重点区域の周りに衛星的なバッファゾーン的なものが広がっていくのだろうが。

委員 同意見ではあるが、徳島と藍の関係を見ると新町川周辺エリアが中心になるだろう。その場合に欠くことができないのが、江戸時代に藍場浜周辺で開かれた藍大市の存在で、ここに全国の商人が集まり、その年の藍の値段を決定された。全国市場を席卷した象徴的な場である。こういった文言は本文には見られないので、追記した上で焦点化できればという印象がある。阿波の食文化に関しては、歴史的背景が希薄で将来的に文化財指定の可能性は低い。一方では徳島の生活文化を考える上で欠くことができない。こういった観点から食文化に関する記載はあってもよいのではと思う。

委員 他市町村の歴史文化基本構想をみていると、食文化を取り上げたものが相当数ある。

事務局 食文化はその地域を象徴するものである。

委員 すでに文化庁の承認を受けた地域計画の中に食文化に関連する記載はどの程度あるのか確認して欲しい。

委員 和食も世界遺産として認められたものである。地域の食文化も和食に準じて重要だと思う。新町橋の工費3/4を民間でまかなったとあるが、初めて知った。阿波藍と関係があるのだろう。

市公園 関寛斎について記載していただいているが、多くの徳島市民に読んでもらいたいという希望があるのであれば、陸別町での活動よりの開拓の祖と言われ、当地でよく知られた存在である旨を記載してはどうか。徳島市としては移住後の業績は直接関係がないが、記載することで地域に誇りをもたせることができるのでは。

委員 文章としてはとても立派にできているのでは。テーマについては(1)のなかにシラスウナギが春のものとの記載であるが、漁期の12月～3月にかけては春とってよいのか疑問に思う。(5)の大徳島時代についてだが、応神町まで鳴門の電気鉄道が乗り入れていて、そこを走っていた車両が京都の保津川で保管されている。また火力発電について、徳島の電力の発祥が四国電力徳島支店の地であるが、当時の煉瓦が庭に保存されているので記載に含めてもよいのではないかと。上水道に関する記述で、佐古の配水場はあるが、水を第十から引いていることもあって、国府から島田を経て佐古に至るという記述があってもよい。(6)の記載にあるワシントンヤシモドキについてだが、種子をカリフォルニアから導入したのが新居さんという方であったという記憶がある。国体の時に、県庁前にあったものや三木氏の所にあったものを駅前にもってきた経緯はあるみたいだが、その前段階で種子が持ち込まれたものが生育したという話である。こういった所で少し記述があればと思う。

委員 次回はいつ頃の開催予定か？

事務局 現状では5月に第6回、7月に第7回の開催を予定している。

委員 それまでに委員の方からの意見を検討し内容を修正することは可能か？

事務局 可能である。

委員 この度の感染症の影響で今後様々なものに対する価値観が変容すると考えられる。人によって大事にすることが異なってくるとも考えられるので、その辺りも考慮に入れながら進めて欲しい。

委員 第5章に関してその他お気づきの点は後日事務局に伝えて欲しい。

事務局 第6章から第8章については現時点での徳島市の案として提示しているが、今回少し意見をいただいた部分もあるので、一度検討しなおしたいと思う。事業計画についてだが、今後具体的に実施したい事業があれば、挙げていただいて検討していくことになる。

委員 文化財の保存と活用に関する措置で、中長期計画として未指定文化財の扱いをどうするかについて事務局の中で考えておく必要があるだろう。実現できるかは別として登録文化財制度の創設について保護審議会での議論の対象としてもらいたい。そうすると今の文化財保護制度に沿ってこない食文化等について保護措置がとれる可能性も出てくる。

以上